

議案第28号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表(第1条関係)  
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(20) 用途地域等における建築等許可申請手数料	建基法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(これらの規定を建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000円
(23) 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	建基法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000円
(24) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000円
(33) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(36) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(43) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外	建基法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円

に係る認定申請 手数料		
(50) 地区計画等 の区域における 建築物の建ぺい 率の特例認定申 請手数料	建基法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特 例の認定の申請に対する審査	27,000円
(61) 一団地の住 宅施設に関する 都市計画に基づ く建築物の容積 率、建ぺい率、 外壁の後退距離 又は高さに関す る制限の適用除 外に係る認定申 請手数料	建基法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建 ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外 に係る認定の申請に対する審査	27,000円

備考 (略)

別表第4(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(3) 建築物エネ ルギー消費性能 確保計画軽微変 更該当証明申請 手数料	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 施行規則(平成28年国土 交通省令第5号。以下「施 行規則」という。)第11 条の規定に基づく確保計 画の変更が軽微な変更 に該当している旨の証明の 申請に対する審査	変更部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	338,000円(モデ ル建物法による 場合にあつて は、158,000円)

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(20) 用途地域等 における建築等 許可申請手数料	建基法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし 書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7 項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただ	180,000円

	し書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	
(23) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	建基法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000円
(24) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000円
(33) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(36) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(43) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建基法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(50) 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	建基法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	27,000円

(61) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建基法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
--	--	---------

備考 (略)

別表第4(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物法による場合にあっては、158,000円)

備考 (略)

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表  
(第2条関係)

※別記1に示す別表第2の新旧対照表については、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分を省略しています。

現行	改正案
<p>(建築物の<u>建ぺい率</u>の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の<u>建ぺい率</u>は、別表第2各部(ア)項の計画地区の区分に応じ、当該各部(エ)項(a)に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合における第4条第1項及び第5条第1項の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>の限度とみなして、法第52条第7項又は法第53条第2項の規定を適用する。</p> <p>別表第2(第3条—第8条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(建築物の<u>建蔽率</u>の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の<u>建蔽率</u>は、別表第2各部(ア)項の計画地区の区分に応じ、当該各部(エ)項(a)に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合における第4条第1項及び第5条第1項の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の<u>建蔽率</u>の限度とみなして、法第52条第7項又は法第53条第2項の規定を適用する。</p> <p>別表第2(第3条—第8条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

(現行)

別表第2 (第3条-第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～2 中山桜台B地区地区整備計画区域 (略)

3 ゆずり葉台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		集合住宅地区
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面からゆずり葉台地区地区計画(平成10年宝塚市告示第196号)に附属する計画図(以下ゆずり葉台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する戸建住宅地区との境の道路及び南側の道路に面する区域の道路境界線までの距離

4 真池地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		全域
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から真池地区地区計画(平成8年宝塚市告示第36号)に附属する計画図(以下真池地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する都市計画道路中山安倉線に面する区域で、外壁等の後退距離が1メートル以上の区域の道路境界線までの距離

5 中山五月台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		戸建住宅地区I
(キ)	建築物の高さの最高限度	(a)	中山五月台地区地区計画(平成8年宝塚市告示第194号)に附属する計画図に表示する幹線道路に面する区域を除く区域

(改正案)

別表第2 (第3条-第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～2 中山桜台B地区地区整備計画区域 (略)

3 ゆずり葉台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		集合住宅地区
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面からゆずり葉台地区地区計画_____に附属する計画図(以下ゆずり葉台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する戸建住宅地区との境の道路及び南側の道路に面する区域の道路境界線までの距離

4 真池地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		全域
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から真池地区地区計画_____に附属する計画図(以下真池地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する都市計画道路中山安倉線に面する区域で、外壁等の後退距離が1メートル以上の区域の道路境界線までの距離

5 中山五月台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		戸建住宅地区I
(キ)	建築物の高さの最高限度	(a)	中山五月台地区地区計画_____に附属する計画図に表示する幹線道路に面する区域を除く区域

【別記1】

(現行)

6 鶴見台地区地区整備計画区域～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		独立住宅地区A
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	宝塚山手台地区地区計画(平成29年宝塚市告示第155号)に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域

10 川面3丁目地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		全域
(イ)	建築してはならない建築物		(1)～(5) (略) (6) 法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供する建築物(建築物に附属するものを除く。)
(キ)	建築物の高さの最高限度	(a)	川面3丁目地区地区計画(平成10年宝塚市告示第345号)に附属する計画図(以下川面3丁目地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するA区域を除く区域

中筋J R南地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		駅前利便施設地区
-----	---------	--	----------

(改正案)

6 鶴見台地区地区整備計画区域～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		独立住宅地区A
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	宝塚山手台地区地区計画 _____ に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域

10 川面3丁目地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		全域
(イ)	建築してはならない建築物		(1)～(5) (略) (6) 法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供する建築物(建築物に附属するものを除く。)
(キ)	建築物の高さの最高限度	(a)	川面3丁目地区地区計画 _____ に附属する計画図(以下川面3丁目地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するA区域を除く区域

11 中筋J R南地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		駅前利便施設地区
-----	---------	--	----------

【別記1】  
(現行)

(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から中筋JR南地区地区計画(平成12年宝塚市告示第88号)に附属する計画図(以下中筋JR南地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する都市計画道路及びその他の道路に面する外壁等の面から道路境界線の距離が1.0メートル以上でなければならない部分の道路境界線までの距離
--------------------------------	--

12 千種地区地区整備計画区域 (略)

13 売布東の町地区地区整備計画区域

(ア) 計画地区の区分	全域
(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から売布東の町地区地区計画(平成13年宝塚市告示第90号)に附属する計画図に表示する外壁等の面から敷地境界線の距離が6.0メートル以上でなければならない部分の敷地境界線までの距離

14 中山桜台7丁目地区地区整備計画区域～19 高司5丁目地区地区整備計画区域 (略)

20 中山桜台1丁目地区地区整備計画区域

(ア) 計画地区の区分	複合施設地区
(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から中山桜台1丁目地区地区計画(平成22年宝塚市告示第33号)に附属する計画図(以下中山桜台1丁目地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するaの部分の敷地境界線までの距離

21 仁川高台地区地区整備計画区域～26 仁川台地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から中筋JR南地区地区計画 _____ に附属する計画図(以下中筋JR南地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示する都市計画道路及びその他の道路に面する外壁等の面から道路境界線の距離が1.0メートル以上でなければならない部分の道路境界線までの距離
--------------------------------	---

12 千種地区地区整備計画区域 (略)

13 売布東の町地区地区整備計画区域

(ア) 計画地区の区分	全域
(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から売布東の町地区地区計画 _____ に附属する計画図に表示する外壁等の面から敷地境界線の距離が6.0メートル以上でなければならない部分の敷地境界線までの距離

14 中山桜台7丁目地区地区整備計画区域～19 高司5丁目地区地区整備計画区域 (略)

20 中山桜台1丁目地区地区整備計画区域

(ア) 計画地区の区分	複合施設地区
(カ) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から中山桜台1丁目地区地区計画 _____ に附属する計画図(以下中山桜台1丁目地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するaの部分の敷地境界線までの距離

21 仁川高台地区地区整備計画区域～26 仁川台地区地区整備計画区域 (略)



【別記1】  
(現行)

27 武庫川町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	沿道サービス地区	住宅・教育施設地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1)～(4) (略) (5) <u>法別表第2(ち)項第2号</u>	次に掲げる建築物 (1)～(4) (略) (5) <u>法別表第2(ち)項第2号</u>
		_____に掲げるもの	_____に掲げるもの
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から国道176号の道路境界線までの距離	建築物の外壁等の面から武庫川町地区地区計画(平成19年宝塚市告示第287号)に附属する計画図に表示する市道武庫川通り線に面する水路境界線までの距離が6メートル以上でなければならない部分の水路境界線までの距離

28 仁川団地地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	中高層住宅地区	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から仁川団地地区計画(平成25年宝塚市告示第299号)に附属する計画図(以下仁川団地地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するaの部分の敷地境界線までの距離	

(改正案)

27 武庫川町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	沿道サービス地区	住宅・教育施設地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1)～(4) (略) (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第7条の規定による改正前の法別表第2(ち)項第2号に掲げるもの</u>	次に掲げる建築物 (1)～(4) (略) (5) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第7条の規定による改正前の法別表第2(ち)項第2号に掲げるもの</u>
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から国道176号の道路境界線までの距離	建築物の外壁等の面から武庫川町地区地区計画_____に附属する計画図に表示する市道武庫川通り線に面する水路境界線までの距離が6メートル以上でなければならない部分の水路境界線までの距離

28 仁川団地地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	中高層住宅地区	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から仁川団地地区計画_____に附属する計画図(以下仁川団地地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するaの部分の敷地境界線までの距離	

【別記1】

(現行)

29 北雲雀丘地区地区整備計画区域～36 清荒神駅南地区地区整備計画区域 (略)

37 売布自由ガ丘地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	住宅地区
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から売布自由ガ丘地区地区計画(平成25年宝塚市告示第298号)に附属する計画図に表示する住宅地区内の道路の道路境界線までの距離

38 東洋町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	商業施設地区	集合住宅地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1)～(6) (略) (7) 法別表第2(リ)項第3号及び第4号に掲げるもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) (略)
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から東洋町地区地区計画(平成27年宝塚市告示第127号)に附属する計画図に表示するaの部分の道路の道路境界線までの距離

39 青葉台地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

29 北雲雀丘地区地区整備計画区域～36 清荒神駅南地区地区整備計画区域 (略)

37 売布自由ガ丘地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	住宅地区
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a) 建築物の外壁等の面から売布自由ガ丘地区地区計画に附属する計画図に表示する住宅地区内の道路の道路境界線までの距離

38 東洋町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	商業施設地区	集合住宅地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1)～(6) (略) (7) 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げるもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) (略)
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から東洋町地区地区計画に附属する計画図に表示するaの部分の道路の道路境界線までの距離

39 青葉台地区地区整備計画区域 (略)

【別記1】

(現行)

40 武庫川町西地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	商業施設地区	公共公益施設地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) (略) (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの	次に掲げる建築物 (1)～(7) (略) (8) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの

41 武田尾地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

40 武庫川町西地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	商業施設地区	公共公益施設地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) (略) (2) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの	次に掲げる建築物 (1)～(7) (略) (8) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの

41 武田尾地区地区整備計画区域 (略)

宝塚市特別工業地区建築条例(平成7年条例第48号)新旧対照表 (第3条関係)

現行	改正案
<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 この条例の施行又は適用の際現に存し、又は工事中である建築物(前条第1項の規定に適合しない建築物に限る。)で法又はこれに基づく命令若しくは条例(この条例を除く。)の規定に適合しているものについては、前条第1項の規定にかかわらず、当該建築物がこれらの規定に適合しなくなったとき(以下「基準時」という。)を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又は用途の変更をすることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 用途の変更が次のアからオまでに掲げる宝塚市特別工業地区の区分に応じ、それぞれに定める範囲内であること。</p> <p>ア 小浜2丁目地区特別工業地区及び高松町・御所の前町・末成町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号若しくは第3号、<u>同表(ち)項第2号又は同表(り)項第3号中(1)から(20)までの一のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 末成町・高司・美幸町地区特別工業地区(第2種) 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号、<u>同表(ち)項第2号又は同表(り)項第3号中(1)から(16)まで(同号(2)、(3)若しくは(6)に掲げる事業、同号(12)に掲げる事業のうち乾燥研磨に係るもの、同号(13)に掲げる事業のうち金属若しくはガラスの粉碎に係るもの又は同号(15)に掲げる事業を営む工場を除く。)</u>の一のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p> <p>エ 亀井町・高松町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号又は<u>同表(ち)項第2号</u>のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p> <p>オ 安倉西・安倉南・金井町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第4号、同表(ほ)項第2号又は<u>同表(ち)項第2号</u>のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p>	<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 この条例の施行又は適用の際現に存し、又は工事中である建築物(前条第1項の規定に適合しない建築物に限る。)で法又はこれに基づく命令若しくは条例(この条例を除く。)の規定に適合しているものについては、前条第1項の規定にかかわらず、当該建築物がこれらの規定に適合しなくなったとき(以下「基準時」という。)を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又は用途の変更をすることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 用途の変更が次のアからオまでに掲げる宝塚市特別工業地区の区分に応じ、それぞれに定める範囲内であること。</p> <p>ア 小浜2丁目地区特別工業地区及び高松町・御所の前町・末成町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号若しくは第3号、<u>同表(り)項第2号又は同表(ぬ)項第3号中(1)から(20)までの一のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 末成町・高司・美幸町地区特別工業地区(第2種) 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号、<u>同表(り)項第2号又は同表(ぬ)項第3号中(1)から(16)まで(同号(2)、(3)若しくは(6)に掲げる事業、同号(12)に掲げる事業のうち乾燥研磨に係るもの、同号(13)に掲げる事業のうち金属若しくはガラスの粉碎に係るもの又は同号(15)に掲げる事業を営む工場を除く。)</u>の一のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p> <p>エ 亀井町・高松町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第3号若しくは第4号、同表(ほ)項第2号又は<u>同表(り)項第2号</u>のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p> <p>オ 安倉西・安倉南・金井町地区特別工業地区 法別表第2(に)項第4号、同表(ほ)項第2号又は<u>同表(り)項第2号</u>のそれぞれに列記する用途相互間におけるもの</p>

別表第1(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第3(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第4(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第5(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第1(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第3(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第4(第4条関係)

【別記2 参照】

別表第5(第4条関係)

【別記2 参照】

【別記2】

(現行)

別表第1(第4条関係)

- 1～3 (略)
- 4 法別表第2(ち)項第2号に規定する建築物
- 5 法別表第2(り)項第3号及び第4号に規定する建築物

別表第3(第4条関係)

- 1～3 (略)
- 4 法別表第2(ち)項第2号に規定する建築物
- 5 法別表第2(り)項第3号に規定する建築物(同号(2)、(3)若しくは(6)に掲げる事業、同号(12)に掲げる事業のうち乾燥研磨に係るもの、同号(13)に掲げる事業のうち金属若しくはガラスの粉碎に係るもの又は同号(15)若しくは(17)から(20)までに掲げる事業を営む工場を除く。)
- 6 (略)

別表第4(第4条関係)

- 1～3 (略)
- 4 法別表第2(ち)項第2号に規定する建築物
- 5 (略)

別表第5

- 1・2 (略)
- 3 法別表第2(ち)項第2号に規定する建築物
- 4 (略)

(改正案)

別表第1(第4条関係)

- 1～3 (略)
- 4 法別表第2(り)項第2号に規定する建築物
- 5 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に規定する建築物

別表第3(第4条関係)

- 1～3 (略)
- 4 法別表第2(り)項第2号に規定する建築物
- 5 法別表第2(ぬ)項第3号に規定する建築物(同号(2)、(3)若しくは(6)に掲げる事業、同号(12)に掲げる事業のうち乾燥研磨に係るもの、同号(13)に掲げる事業のうち金属若しくはガラスの粉碎に係るもの又は同号(15)若しくは(17)から(20)までに掲げる事業を営む工場を除く。)
- 6 (略)

別表第4(第4条関係)

- 1～3 (略)

4 法別表第2(り)項第2号に規定する建築物

5 (略)

別表第5(第4条関係)

1・2 (略)

3 法別表第2(り)項第2号に規定する建築物

4 (略)

